

# 和地ひとみレポート No.242

## 東大和市議会平成29年第2回定例会 一般質問“公益法人について” 市民が主体となれるステージの一つとして



### ■第2回市議会定例会 一般質問

…5月30日から開会されていた平成29年第2回市議会定例会で、私は以下のテーマについて一般質問で取り上げました。

#### ■市民協働について

※このテーマについてはNo.241に掲載

市は2015年2月に全庁的にさらなる市民協働の推進に資するための第一歩として、職員向けに「東大和市職員の市民協働の推進に関する指針」を策定した。

ア:その後、どのような取り組みを行ったか。また、どのような効果があったか

イ:アの取り組みを終え、今後、どのような取り組みを計画しているのか

ウ:東大和市の市民協働の現状に対する認識と課題は何か

#### ■公益法人について

① 市内にある公益法人について

ア:どのような公益法人があるのか

イ:その法人の公益性と行政との関りについて

② 公益法人の活用について

ア:他自治体の状況は。

イ:行政への民間活力の導入という点で営利法人(≒民間会社)を指定管理者や業務委託にする場合と公益法人にする場合の違いは。

ウ:今まで、公益法人の活用を検討したことはあるか。

最後に、エとして、公益法人の活用のメリットとデメリットについて

…上記のとおり、今回の市議会定例会では“市民協働”について取り上げました。この“市民協働”は尾崎市長が就任された際、所信表明で示した基本姿勢の一つです。よって、これまでも様々な(私を含め)議員が、東大和市における“市民協働”について市議会でも取り上げてきましたが、なかなか明確な取り組みや今後の方向性は示されていません。

…東大和市の市民協働の取り組みについて尋ねた今回の私の質問に対する答弁は「実行委員会、協議会、後援や場の提供など様々な場面を通じて市民協働に取り組んでいる」というもの。確かにこれらの取り組みも“市民協働”の一つの形といえると思いますが、多くの議員がイメージしているのは「市民が主体(中心)となり」「恒常的に取り組まれる」ことだと思います。しかし、いきなり『市民主体で…』と言われても、その活動のステージや仕組みがなければ、実現しないと私は考えました。

…そこで、市民協働を先進的に取り組んでいる武蔵野市について調べたところ、市が出資して立ち上げた公益法人の運営を市民主体で行っていることが分かったため、“市民協働”の取組みの形として、他市の取組みを参考にして検討してはどうかと考え、公益法人についての市の考えを確認しました。

### ■公益法人の制度は

…公益法人というのは民法に定められた法人の一つです。この社団法人制度・財団法人制度は、明治時代に民法が制定されて以来、ほとんど改正が行われませんでした。しかし、今から9年前、平成20年に国は公益法人制度改革を行い、内容を大きく改正。この改革は、従来の公益法人制度にあった弊害を取り除くためということが議論の出発点でしたが、「公益法人制度改革に関する有識者会議」の報告書には「現行公益法人制度を抜本的に見直し、民間非営利部門を社会・経済システムの中に積極的に位置付けるとともに、民意を反映して公益性を縦割りではなく統一的に判断する透明性の高い新たな仕組みを構築することにより、今後、益々重要な役割を果たす民間非営利部門による公益的活動の健全な発展を促進し、一層活力ある社会の実現を図ることが重要な課題になっている。」とも書かれており、この制度改革には活力ある社会を作るという観点から積極的に民間非営利部門を社会・経済システムに位置づけ、併せて弊害を除去するという目的もあったと言えます。

…個人の価値観や社会のニーズが多様化する中で、地方分権により行政の裁量で担うことは広がり複雑化しています。このような状況で、行政ではそのニーズに対応することが困難なこと、また一方で、民間の営利部門である、いわゆる企業では採算が取れないという分野も出てきています。こうした中、個人や法人の自由で自発的な活動を行っていく民間非営利団体は、様々なニーズに対して行政よりも迅速に対応することが可能であり、また、自己実現などの採算性とは別の行動原理で活動することで、その分野においてニーズに合ったサービス等を提供することが可能だと思います。そういう意味では、公益法人は行政と市民との協働の一つの形として捉えることができるのではないかと考えました。市民の自主参加・自主企画・自主運営といった自立と自律のもと、公益的な事業を責任ある立場で市民に主体的に事業に取り組んでもらう可能性の一つとして公益法人の活用の可能性はあると思います。

(裏面に続く)

## ■東大和市の状況は

…先に述べた通り、公益法人は法律によって定められたものです。これと似たものに『一般財団法人（財産の集合体）』と『一般社団法人（人の集合体）』というものがありますが、これらも「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」によって設立された社団法人で、これらの法人には公益性は問われません。そして、これらの法人のうち、公益法人認定法により公益性の認定を受けたものが、公益社団法人または公益財団法人となります。（また、公益法人は定められた 34 種類の収益目的事業をのぞいた公益目的の事業に関して法人税が非課税になります。）

…まず、現在、東大和市にある公益法人と行政との関りについて確認したところ「市内に主たる事業所の住所を置く公益法人は、公益社団法人東大和市医師会と公益社団法人東大和市シルバー人材センターの 2 つだ。公益社団法人東大和市医師会は、公衆衛生の向上を図るとともに、地域社会に貢献することを目的として事業を行っており、公益社団法人東大和市シルバー人材センターは、高齢者の活動機会の確保や高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりへの寄与を目的として事業を行っており、両法人ともに、『公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律』に定められた公益認定の基準を満たし、公益社団法人として認定されている。行政との関りについては、両法人は、市からの委託事業を受託するなど、地域の公益に資する活動を行っており、市はその運営に補助金を支出して、支援を行っている。」との答弁でした。

…また、補助金を出す以外の行政との関りについては「公益社団法人東大和市医師会には定期予防接種事業における子どもの予防接種、高齢者の予防接種。健康増進事業における健診、健康相談などの事業を委託している。また、公益社団法人東大和市シルバー人材センターには、施設管理委託、除草委託、配送業務委託等を業務委託している。」とのことでした。

## ■他市の状況は

…市民協働で先進的な取り組みをしている武蔵野市では市が出資して立ち上げた公益法人が多数あり、そこでは市民が様々な雇用形態で携わり、まさしく公益性の高い事業、言い換えれば『他の自治体では行政が行っている事業』を実施しています。他市の公益法人の状況について把握していることを確認したところ「他自治体における公益法人の活用では、公の施設への指定管理者の導入がある。総務省の調査結果では、多摩 26 市中 18 市において、公益法人が公の施設の指定管理者に選定されている。」とのこと。

東大和市では指定管理者制度を導入して市民会館（ハ

ミングホール）や体育施設の管理について民間企業を指定管理者としています。他市が公益法人を指定管理者としている施設について確認したところ「公益法人が公の施設の指定管理者に選定されている市において、指定管理者となっている施設数は 18 市の合計で 312 施設あり、そのうち 195 施設は、駐車場、自転車駐車場、都市公園、児童公園等の基盤施設だ。また、69 施設は、市民センターや文化会館、美術館、博物館などの文教施設だ。」との答弁でした。

## ■民間企業と公益法人との違いは

…では、指定管理者として契約する場合、民間企業と公益法人における大きな違いはなんでしょうか。これについての答弁は「指定管理者の選定手続きに関して、施設の特性上、管理運営を行う団体が特定される施設では、公益法人が公募ではなく選定されている例が多く見られる。このような場合、市の政策を推進するために必要な施設について、市と密接な連携を図りやすいことがメリットの一つだが、一方で一つの法人が長く指定管理者として選定されることにより、コストが高くなる傾向にあることがデメリットの一つだ。」とのことでした。このコストが高くなる要因については「社歴が長い職員が増えると人件費が上がる。」とのこと。これは、公益法人に限ったことではなく、そのキャリアの分だけ事業を充実させる努力は、どのような法人でも同じで、それが自主事業の充実ということにつながるのではないかと私は考えます。

## ■“仕事”として地域に貢献する意義

…市の職員は一般的に 3 年程度で異動があります。また、指定管理者は 5 年に 1 度見直しをします。異動をすることのメリットもありますが、長期に渡って蓄積された知識やノウハウがサービスの充実にも寄与する分野もあります。また、利用者である市民自身がサービス提供を行うことで、市民ニーズを取り入れやすいというメリットも公益法人では可能になります。

…以前は「天降り先」などの悪いイメージのあった公益法人ですが、武蔵野市では外部に評価委員会を設置し、毎年、事業内容や業績を評価、公表しています。

…団塊世代の方が地域を活動の場としている今、市では「地域デビュー」として公民館活動への参加を促すイベントを行っていますが、趣味の分野でコミュニティに入っていく他に「新たな仕事」として地域コミュニティに自分の場所を作れるということも必要ではないでしょうか。長年、社会で培った知識や経験を地域に活かす。また、地域に貢献できているという感覚は生きがいにもなるはず。市内の人的資源の活用という点でも、一つの“市民協働”の形として公益法人の活用も検討してほしいと市に提言しました。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

【プロフィール】

1970 年 東京都北区生まれ。父の転勤で 1 歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を 2 年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。/「学校」の外一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク（※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換）に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。その後、人材開発部長を拝命。/「人を活かす」経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報などに従事。2011 年 4 月、初当選。顔の見える議員として、日々奮闘中。



東大和市 市議会議員  
和地 ひとみ

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>  
✉ [wachi\\_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp) 【電話・FAX】 042-516-8546  
〒207-0005 東大和市高木 3-274-2-102